府　令

○内閣府令第八十三号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十三号）の施行に伴い、消費者安全法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和七年九月二十四日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

消費者安全法施行規則の一部を改正する内閣府令

消費者安全法施行規則（平成二十一年内閣府令第四十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（消費者と事業者との間の契約の条項の効力に関する法律の規定） **第三条**　令第三条第四号ロの内閣府令で定める法律の規定は、次に掲げるもの（当該法律又は他の法律において準用する場合を含む。）とする。ただし、当該法律又は他の法律の規定により適用を除外される場合におけるものを除く。 ［一～十八　略］ 十九　高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第六十一条 ［二十～二十二　略］	（消費者と事業者との間の契約の条項の効力に関する法律の規定） **第三条**　令第三条第四号ロの内閣府令で定める法律の規定は、次に掲げるもの（当該法律又は他の法律において準用する場合を含む。）とする。ただし、当該法律又は他の法律の規定により適用を除外される場合におけるものを除く。 ［一～十八　同上］ 十九　高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第六十一条 ［二十～二十二　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この府令は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和七年十月一日）から施行する。

法規的告示

○厚生労働省告示第二百五十一号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第五項及び第七項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（平成十六年厚生労働省告示第二百九十八号）の一部を次の表のように改正する。

令和七年九月二十四日

厚生労働大臣　福岡　資麿

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第１ １～441　（略） 442　長期的使用胸腔・腹腔ドレナージ用カテーテル 443～1216　（略） 1217　再製造治療用能動器具 **別表第３** １～1229　（略） 1230　体表面冷却用難燃性ガススプレー	**別表第１** １～441　（略） 442　長期的使用胸腔カテーテル 443～1216　（略） （新設） **別表第３** １～1229　（略） （新設）

○厚生労働省告示第二百五十二号

医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令（平成十六年厚生労働省令第百六十九号）第五条の五第三項の規定に基づき、医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令第五条の五第三項の規定に基づき製造管理又は品質管理に注意を要するものとして厚生労働大臣が指定する一般医療機器（平成二十六年厚生労働省告示第三百十六号）の一部を次の表のように改正する。

令和七年九月二十四日

厚生労働大臣　福岡　資麿

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表 １～506　（略） 507　体表面冷却用難燃性ガススプレー	**別表** １～506　（略） （新設）

○農林水産省告示第千四百二十六号

農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第百十七条第一項及び第百六十六条の規定に基づき、平成三十年農林水産省告示第二千百五十四号（農業保険法施行規則第百十七条第一項及び第百六十六条の規定に基づき、診療その他の行為によって組合員等が負担すべき費用の内容に応じて農林水産大臣が定める点数等を定める件）の一部を次のように改正する。

令和七年九月二十四日

農林水産大臣　小泉進次郎

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険監理官及び都道府県庁に備え置いて縦覧に供するとともに、農林水産省のホームページに掲載する。）

附　則

この告示は、令和七年十月一日から施行する。